

# 11月中の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会  
大阪府警察本部交通部

〈道路交通法改正〉令和6年11月1日施行

自転車の危険な行為である

「酒気帯び運転」と「携帯電話使用等」の規定を整備

罰則対象外だった禁止行為に  
罰則が設けられました。

### 酒気帯び運転の禁止

罰則 3年以下の懲役  
又は50万円以下の罰金



自転車の酒気帯び運転を  
補助した者にも罰則が適用!

#### 車両提供罪

罰則 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

#### 酒類提供罪・同乗罪

罰則 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

大阪府道路交通規則で  
禁止していたものを  
新たに道交法上で禁止し  
罰則を強化

### 携帯電話使用等の禁止



#### 携帯電話使用等（保持）

走行中、携帯電話等を手で持って  
通話したり、画面を注視すると

罰則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

#### 携帯電話使用等（交通の危険）

携帯電話等を使用して走行し  
交通事故を起こすなどすると

罰則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

## 自転車の交通ルール遵守の徹底

- 自転車は「くるま」の仲間です。原則、車道の左端を走行しましょう。
- 歩道を通行する場合は、歩行者優先で車道寄りを行きましょう。
- 一時停止の標識がある交差点では、必ず一時停止し、左右を確認しましょう。
- 信号を必ず守りましょう。交差点を横断する時は、青信号でも周囲を確認しましょう。



#### 歩道を通行することができる場合

- 歩道に「自転車通行可」を示す標識等があるとき
- 13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な人が自転車を運転しているとき
- 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行できないとき



## 自転車のヘルメット着用の推進

大人も子どもも  
命を守る  
ヘルメット  
を着用しましょう。



#### 自転車の交通事故（令和元年～令和5年）

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部負傷!  
そのほぼ全員がヘルメット非着用!



自転車の死者数の  
約60% (94人) が  
頭部負傷

頭部負傷のほぼ全員が  
ヘルメット非着用!

## 放置自転車の追放

放置自転車は、歩行者や自動車等の  
通行の妨げになります。駐輪場等の  
決められた場所に駐輪しましょう。

